

広島県看護協会訪問看護ステーション「ひかり」運営規程（医療保険）

（事業の目的）

第1条 公益社団法人広島県看護協会が開設する広島県看護協会訪問看護ステーション「ひかり」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、主治医が必要を認めた利用者に対し指定訪問看護を適正に提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問看護は利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常の療養生活の充実に資するようになるとともに、主治医との密接な連携のもとに看護目標及び訪問看護計画に沿って行うこととする。

2 指定訪問看護の提供については、利用者の病状、心身の状況及び経過、その置かれている環境、看護目標、具体的なサービスの内容その他の療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいように指導又は説明を行うこととする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 広島県看護協会訪問看護ステーション「ひかり」
- (2) 所在地 呉市焼山西三丁目17番9号

（管理者）

第4条 訪問看護ステーションの管理者は看護師または保健師である者とする。

2 管理者には所長をあてる。

（職員の職種および員数）

第5条 事業所に勤務する職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務）
- (2) 看護師 12人（常勤専従5人、常勤兼務3人、非常勤専従4人）
- (3) 保健師 0人
- (4) 作業療法士 0人
- (5) 理学療法士 0人
- (6) 事務 2人（常勤兼務2人）

2 第1項第4号、第5号および第6号は必要に応じて雇用する。

(職務内容)

第6条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護師は、訪問看護計画書および訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供にあたる。
- (3) 理学療法士、作業療法士は、看護職員の代わりに看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日および営業時間)

第7条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝・休日、8月14日から16日まで、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 上記営業日・営業時間以外でも電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄など日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症・精神疾患患者の看護
- (8) 小児の看護
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 療養生活や介護方法の指導・相談

(利用料等)

第9条 訪問看護を提供した場合の利用料は診療報酬上の額とし、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 交通費の実費として、次の額を徴収する。

- ① 通常の事業の実施地域内では、1回 300 円(事業所から片道 1km以上)
- ② 通常の事業の実施地域以外は、実費(自動車の場合は 40 円/km)

3 死後の処置料は、10,000 円とする。

4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は、呉市、安芸郡熊野町、東広島市黒瀬地区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 看護師等は、訪問看護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対しては、「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(別紙1)」に基づき適切に処理するものとする。

(秘密保持)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(人権擁護・虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。(別紙2)

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修(年1回以上)の実施とともに、新規採用者に対する虐待防止のための研修の実施。

(4) 措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむをえず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急

やむを得ない理由を記録するものとする。

(事故発生時における対応)

第16条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、全国健康保険協会、後期高齢者医療広域連合又は健康保険組合、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。(別紙3)

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業所は事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じることとする。

(勤務体制の確保等)

第17条 事業者は利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、事業所ごとに看護師等の勤務の体制を定めることとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第19条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施する。

(ハラスメント防止・対応等)

第20条 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。(別添:公益社団法人広島県看護協会 ハラスメント防止等規定)

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 事業者はその管理者および看護師等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(1)採用時研修 採用1カ月以内

(2)継続研修 年3回以上

3 事業所は、指定訪問看護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附則

1 この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 1 年 8 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 3 年 5 月 10 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 5 年 7 月 20 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。